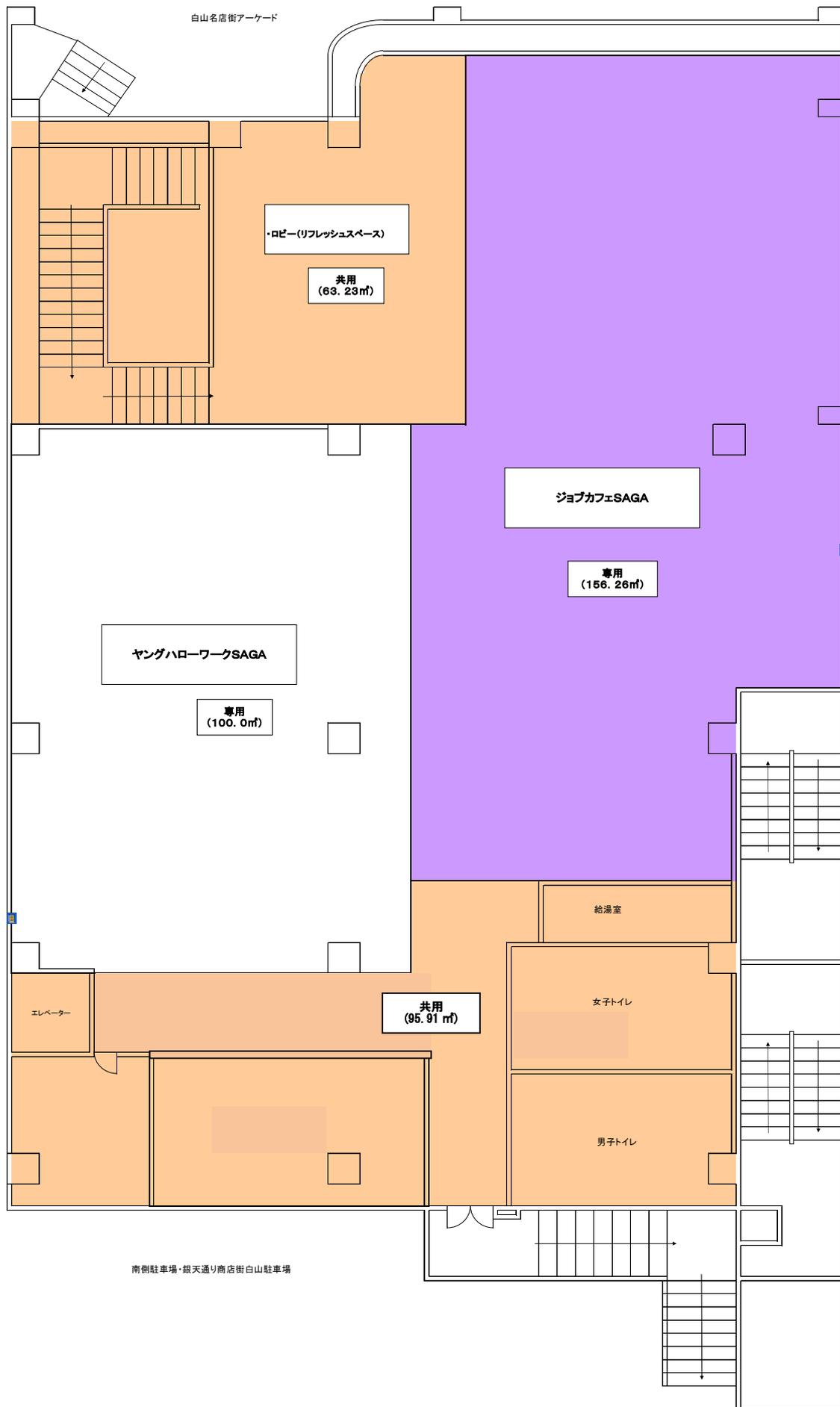


【別紙 1-1】

ジョブカフェSAGA(若年者就職支援センター)・ヤングハローワークSAGA
佐賀市白山2丁目2番7号 KITAJIMAビル 2階





【別紙 1-1、1-2 補足事項】

1 ジョブカフェ SAGA 専有部分及び共有部分に配置されている什器・備品には、リース・レンタル物件や他機関の物件を含む。

なお、リース・レンタル物件のリース・レンタル期間は令和 6 年 3 月末までとなっている。

現在配置しているその他の什器・備品は無償貸与可能である。新たに必要となる什器・備品を調達する費用（設置費用含む）はすべて本業務の費用積算に盛り込むこと。

2 ジョブカフェ SAGA には少なくとも次に掲げるスペースを配置すること。

(1) 区画された執務スペース、相談スペース

(2) 若年者地域連携事業受託者用（4 人程度）の執務スペース

((1)の本業務執務スペース内に配置すること。必要な什器・備品等は当該事業受託者が用意する。)

3 唐津サテライトでは、ハローワーク唐津 1 階の小会議室を使用し、必要な備品を持ち込み、最低 1 名のカウンセリングが出来るようにすること。

4 武雄サテライトでは、ハローワーク武雄 2 階の大会議室を使用し、必要な備品を持ち込み、最低 1 名のカウンセリングが出来るようにすること。

5 鳥栖サテライトでは、ハローワーク鳥栖 1 階の相談室を使用し、必要な備品を持ち込み、最低 1 名のカウンセリングが出来るようにすること。

【別紙2】

ジョブカフェSAGAの管理運営等に係る費用積算について

- ・ 令和6年4月～令和6年8月の管理運営における費用の積算にあたっては、表①の金額を目安とすること。
- ・ **令和6年9月～令和7年3月の管理運営における費用の積算にあたっては、必ず表②の金額を使用すること。**
- ・ **移転に要する費用の積算にあたっては、必ず表③の金額を使用すること。**

※表②及び③に提示している金額については、減額変更の可能性がある。変更を行う場合の金額は、県と受託者で協議の上、金額を変更する。

【表①(令和6年4月～令和6年8月分)】

(単位:円)

項目	月額が目安 (税込)
建物賃貸料	477,400
電気料	約74,000
防犯カメラレンタル料	約42,000
水道料	約5,000
清掃料 (トイレ清掃週3回、床ワックス年2回)	約37,000
廃棄物収集料(指定業者に再委託) ※廃棄物収集回数 可燃物 週3回 不燃物ほか週1回	約6,600

【表②(令和6年9月～令和7年3月分)】

(単位:円)

項目	月額 (税込)
建物賃貸料 ※清掃料含む	約663,000
電気料	約74,000
防犯カメラレンタル料	約42,000
水道料	約5,000
廃棄物収集料(指定業者に再委託) ※廃棄物収集回数 可燃物 週3回 不燃物ほか週1回	約6,600

【表③(移転に要する費用)】

項目	金額 (税込)
移転に係る費用(一式)	9,820,000

【別紙3】

ジョブカフェSAGAの利用状況

単位：人、日

	日数	施設全体 (ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA)		
		来所者数 (対象外年齢層を含む)	就職者数 (対象外年齢層を除く)	内正社員数
H17年度 計	217	8,200	668	436
H18年度 計	294	12,900	984	537
H19年度 計	294	11,653	920	540
H20年度 計	293	14,275	1,088	667
H21年度 計	293	13,596	1,195	624
H22年度 計	294	12,852	1,463	765
H23年度 計	295	13,073	1,406	797
H24年度 計	293	14,391	1,762	1026
H25年度 計	293	13,600	1,481	893
H26年度 計	290	15,154	2,300	1369
H27年度 計	294	15,503	2,177	1,496
H28年度 計	293	15,788	2,502	1,670
H29年度 計	292	14,930	2,196	1,591
H30年度 計	291	12,285	1,781	1,421
R元年度 計	289	11,350	1,976	1,627
R2年度 計	291	8,840	1,764	1,498
R3年度 計	290	10,014	2,158	1,799
R4年度 計	299	9,316	2,080	1,819

【別紙 4】

ジョブカフェ SAGA 関係機関連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 本会議は、「ジョブカフェ SAGA 関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、ジョブカフェ SAGA（佐賀県における若年者就職支援センター）の利用及び運営に関して、各関係機関が相互に連携を図ることにより、就職を希望する若年者（45歳未満）の就職支援を促進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) ジョブカフェ SAGA の実施事業との連携・協力に関すること。
- (2) ジョブカフェ SAGA の広報、啓発に関すること。
- (3) 若年者の就職支援に関する情報の共有に関すること。
- (4) その他連絡会議の目的を達成するための業務に関すること。

(組織)

第4条 連絡会議は、「別記」に掲げる機関をもって構成する。

(会議)

第5条 連絡会議は、必要のつど、佐賀県産業労働部産業人材課長（以下「課長」という。）が招集する。

2 連絡会議の議長は課長が務める。

3 課長に事故等があるときは、あらかじめ課長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、佐賀県産業労働部産業人材課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、連絡会議における協議を経て、課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

この要綱は、平成19年6月8日から施行する。

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

この要綱は、平成26年6月27日から施行する。

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

「別記」

経済団体（4団体）
佐賀県経営者協会
佐賀県中小企業団体中央会
佐賀県商工会議所連合会
佐賀県商工会連合会
教育関係機関（7機関）
佐賀大学
西九州大学
佐賀女子短期大学
西九州大学短期大学部
九州龍谷短期大学
佐賀県専修学校各種学校連合会
佐賀県高等学校教育研究会進路指導部会
CSO（2機関）
√佐大
佐賀市白山名店街協同組合
行政機関等（6機関）
佐賀労働局職業安定部職業安定課
佐賀公共職業安定所
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀職業能力開発促進センター
佐賀県総務部法務私学課
佐賀県教育庁学校教育課
佐賀県産業労働部産業人材課（事務局）
ジョブカフェSAGA事業受託団体

【別紙 5】

佐賀県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、佐賀県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する必要な情報の交換
- (2) 支援の対象となる子ども・若者の支援方針等の決定
- (3) 支援の対象となる子ども・若者の支援に関する研修活動の実施
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって組織し、協議会の委員は協議会を所掌する佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課長及び関係機関等において推薦された者をもって充て、知事が委嘱し、又は任命する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、第1項により委員に任命された佐賀県健康福祉部男女参画こども局副局长をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職を代理する。
- 6 協議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 7 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調整機関の指定)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定により、佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

- 2 協議会の庶務は、調整機関において処理する。

(指定支援機関の指定)

第6条 知事は、法第22条第1項の規定により、特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイスを子ども・若者指定支援機関（以下、「指定支援機関」という。）として指定する。

(運営方法)

第7条 協議会は、第3条により委嘱し、又は任命された委員で構成する代表者会議と関係機関等の担当職員をもって組織する個別ケース検討会議に分けて活動する。

- 2 代表者会議は総括的な事項を、個別ケース検討会議は支援の対象となる子ども・若者

の支援方針等を決定する。

3 代表者会議は原則として年1回以上開催するものとし、会議の議事は出席委員の過半数で決する。

4 個別ケース検討会議は必要に応じて開催するものとする。

(秘密保持義務)

第8条 代表者会議及び個別ケース検討会議の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

別表（第3条・第7条・第8条関係）

分野等	関係機関等
雇用	佐賀労働局職業安定課
	佐賀県若年者就職支援センター ジョブカフェSAGA
	佐賀県立産業技術学院
	佐賀県産業労働部産業人材課
	さが若者サポートステーション
	たけお若者サポートステーション
保健、福祉、医療	佐賀県中央児童相談所
	佐賀県精神保健福祉センター
	佐賀県健康福祉部福祉課
	佐賀県健康福祉部障害福祉課
	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課
	佐賀県発達障害者支援センター 結
	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター
教育	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課
	佐賀県県民環境部まなび課
	佐賀県教育庁学校教育課
	佐賀県総務部法務私学課
矯正・更生保護	佐賀少年鑑別所
	少年サポートセンター
その他CSO	特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
	親の会「ほっとケーキ」
	特定非営利活動法人それいゆ
調整機関	佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課

附 則

この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

【別紙6】

ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書

佐賀県（以下「甲」という。）、佐賀労働局（以下「乙」という。）及び地域若者サポートステーション事業（さが若者サポートステーション：厚生労働省委託）の受託者である特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（以下「丙」という。）は、ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの両施設の一体的運営及びさが若者サポートステーションとの連携（以下「ユメタネの一体的運営等」という。なお、「ユメタネ」とは、佐賀市白山2丁目2-7KITAJIMAビルにある、ジョブカフェSAGA、ヤングハローワークSAGA及びさが若者サポートステーションの総称。）に係る個人情報保護に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が、ユメタネ2階において、ユメタネの一体的運営等を実施するにあたり、個人情報の保護の重要性に鑑み、それぞれが保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第2条 甲は、ユメタネの総合受付において、ユメタネ2階利用者の個人情報を乙及び丙に提供することについて、当該利用者から同意を得ることとする。

2 甲、乙及び丙は、ユメタネの総合受付以外の場所において独自に取得した個人情報を、個別具体的に共有（甲、乙及び丙のうちのいずれか二者における共有を含む。）しようとする場合であつて、次に掲げるときは、共有の対象となるユメタネ利用者の個人情報を保有する者は、当該個人情報を開示する前に、当該利用者から同意を得ることとする。

- （1） 開示を求めようとする者が、保有する者に対して開示の実施を申し出るとき。
- （2） 保有する者自らが、保有する者以外の者に対して開示しようとするとき。

（個人情報の管理）

第3条 甲、乙及び丙は、取得した個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び職業安定法（昭和22年法律第141号）、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）その他の関係法令等に照らし、適正に管理するものとする。

2 ジョブカフェSAGA設置・運營業務（佐賀県委託）及び若年者地域連携事業（佐賀労働局委託）の受託者については、委託元の責任で個人情報の管理を遵守させるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成26年11月28日

甲 佐賀県雇用労働課長 笠原正博



乙 佐賀労働局職業安定部長 向山和紀



丙 特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス
代表理事 谷口仁史

